

## 顧問委任契約書

委任者 (以下甲という) と、受任者弁護士法人咲くやこの花法律事務所 (以下乙という) とは、法律関係顧問に関し、次のとおり契約する。

第1条 甲は乙に対し、甲の法律顧問を委任し、乙はこれを受任した。

第2条 委任期間は平成 年 月 日から1年間とする。

第3条 甲は委任期間中、法律問題につき、随時乙に対して相談し、その鑑定を求めることができる。

第4条 委任期間中の報酬は月額 円とし、甲は乙に対し、毎月末日限り、振込送金して支払う。なお、消費税は税率に従い、別途支払うものとする。

第5条 以下の①②③の事項については顧問料の範囲内の委任事項とする。

④⑤⑥の事項については顧問料の範囲外とし、別途報酬を支払って甲は乙に委任することができる。この場合の報酬額は顧問委任契約の趣旨を踏まえて、乙の報酬基準をより減額調整するものとする。

- ① 法律相談 (面談での相談だけでなく、電話、メール、FAX等による相談も含みます)
- ② 乙が作成した契約書の確認、手直し等 (ただし、英文契約書については別途料金をいただく場合があります)
- ③ 判例についての問い合わせ
- ④ 具体的事件について相手方との交渉、調停、訴訟、保全処分、強制執行その他の事務を乙に委任するとき
- ⑤ 契約書の作成、その他書類の作成
- ⑥ 乙の事務所外への出張を要する事務を委任するとき

第6条 契約期間満了日までに当事者の一方が相手方に対し解除を通知しない場合は、委任期間終了と同時に、1年間同じ条件で委任契約が締結されたものとし、その後についても同様とする。

以上契約の証しとして本書2通を作成し、甲、乙において記名押印の上、各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲

乙 大阪市西区阿波座 1-6-1M I D 西本町ビル 9 階  
弁護士法人咲くやこの花法律事務所